

# 社会福祉法人鶴丸会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴丸会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

ただし、当法人及び社会医療法人謙仁会の職員を兼ね、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (理事に対する報酬)

第4条 理事に対して、1人当たりの各年度の総額が20,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。理事が理事会に出席した場合、1日あたり2,000円（源泉徴収額控除後）を支給することができる。

### (監事に対する報酬)

第5条 監事については、監事監査、理事会出席及び所轄庁監査立会等に対して、1日あたり2,000円（源泉徴収額控除後）を支給することができる。

### (評議員に対する報酬)

第6条 評議員に対して、1人当たりの各年度の総額が20,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。評議員が評議員会に出席した場合、1日あたり2,000円（源泉徴収額控除後）を支給することができる。

(報酬等支給方法)

第7条 報酬等は現金をもって本人に支給する。

(費用)

第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、実費弁償費をこれの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成 29年 9月20日から施行する。